

7 職員の退職管理の状況

公務の適正な執行を確保するために、再就職した元職員が本組合に対して、契約や処分に関する要求・依頼をすることを禁止しています。

(1) 職員の再就職状況

職員の退職管理に関する条例（平成 28 年名古屋港管理組合条例第 5 号）第 4 条に基づき、令和 2 年 8 月 1 日以降に本組合を退職した者（在職時に課長級以上の職にあった者に限る。）21 人のうち、令和 4 年 8 月 1 日以降（退職後 2 年以内に限る。）に再就職をした者の状況は、次のとおりです。

再就職先	人 数
本組合外郭団体	7 人
公共的団体（本組合外郭団体を除く）	0 人
本組合非常勤職員等	0 人
民間企業等	1 人
合 計	8 人

※ 令和 4 年 8 月 1 日から令和 5 年 7 月末までの間に届出をした者の状況です。